

証券振替決済口座管理規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（以下「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 この規定に別段の定めがないときは、「証券総合取引約款」等の定めるところにより取り扱うものとします。

3 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、一般債、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお、一般債とは、当行が取扱う債券のうち、国債以外のものをいいます。

4 また、一般債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(証券振替決済口座)

第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、一般債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。

(証券振替決済口座の開設)

第3条 証券振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 証券振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置並びに日本銀行の国債振替決済業務規程並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様からのお申出または当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継

続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の申込書に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、個人番号または法人番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、個人番号または法人番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
- ③ 国債の償還期日または利子支払期日において振替を行うもの
- ④ 一般債の償還期日または利子支払期日において振替を行うもの
- ⑤ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- ⑥ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑧ 投資信託の償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑨ 投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日の翌営業日
- ⑩振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、当行が定める所定の期日までに次に掲げる事項を当行所定の依頼書にご記入の上、お届出の印鑑により記名押印してご提出ください。

- ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額ま

たは数量

- ② 国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- ④ 振替先口座において、国債については増加の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ⑤振替を行う日

- 3 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、一般債においては各社債等の金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申出を受け付けられないことがあります。また、当行で、有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。質権の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（みなし抹消申請または抹消申請の委任）

第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、一般債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法

に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、換金代金および収益分配金並びに利金の代理受領等)

第 10 条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）、換金代金および収益分配金並びに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

- ① 振替国債においては日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。
- ② 一般債においては、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）がお客様に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。
- ③ 投資信託においては、当該投資信託の受託銀行から当行がお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。

(お客様への連絡事項)

第 11 条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して振替機関から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審な点があるときは、速やかに当行の管理部門に直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い、またはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項について同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(口座管理料)

第 12 条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、国債または一般債の償還金、利金または買取代金等、

投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第 13 条 振替機関、野村信託銀行株式会社または資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関、野村信託銀行株式会社または資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分(有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、買取代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務
- ② その他、振替機関、野村信託銀行株式会社または資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 14 条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

- 2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 15 条 この証券振替決済口座は証券総合取引約款第 12 条第 2 項第 1 号、第 2 号のイからチおよび第 3 号のイからホのいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、ひとつにでも該当する場合には、当行はこの証券振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第 16 条 契約は、証券総合取引約款第 12 条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行うことができない場合は、当該有価証券を換金し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から契約の解約のお申出があった場合
 - ② お客様が手数料を支払わないとき
- 2 前項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 12 条第 2 項に基づく買取代金、解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(換金時の取扱い)

第 17 条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券を換金する

にあたっては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金を行った上、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 証券総合取引約款第 9 条による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により有価証券の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 前条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(合意管轄)

第 20 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和 2 年 4 月